

小・中学校における漢字指導試論（四編）

安 東 俊 六

一 はじめに

小論は、拙論「小・中学校における漢字指導試論（三編）^(注1)」に続いて、各論の第三章ともいべきものである。

小論は、第一には、「小学校学習指導要領」（以下「学習指導要領」と略称する）にみられる漢字指導に関する問題点を指摘したいと思う。

そして第二には、平成19年度・平成20年度実施の全国学力調査・小学校第6学年・国語A B・算数A Bに用いられた漢字に基づいて、第4学年までの漢字教育の重要性について、再度論じたいと思う。

二 「小学校学習指導要領」にみられる漢字指導に関する問題点（1）

「学習指導要領」では、漢字指導については、各学年共に、第2 各学年の目標及び内容 2 内容と、第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い 2 に示されている。

[第1学年及び第2学年]

2 内容

[言語事項]

（1）「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。

イ 文字に関する事項

（イ）第1学年においては、別表の学年別漢字配当表の第1学年に配当されている漢字を読み、漸次書くようにすること。

（ウ）第2学年においては、学年別漢字配当表の第2学年までに配当されている漢字を読むこと。また、第1学年に配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、第2学年に配当されている漢字を漸次書くようにすること。

[第3学年及び第4学年]

2 内容

[言語事項]

（1）「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。

イ 文字に関する事項

（ア）第3学年及び第4学年の各学年においては、学年別漢字配当表の当該学年までに配当されている漢字を読むこと。また、当該学年の前の学年までに配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、当該学年に配当されている漢字を漸次書くようにすること。

（イ）漢字のへん、つくりなどの構成についての知識をもつこと。

[第5学年及び第6学年]

2 内容

[言語事項]

(1) 「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。

イ 文字に関する事項

(ア) 第5学年及び第6学年の各学年においては、学年別漢字配当表の当該学年までに配当されている漢字を読むこと。また、当該学年の前の学年までに配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、当該学年に配当されている漢字を漸次書くようすること。

(イ) 仮名及び漢字の由来、特質などについて理解すること。

第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い

2 第2の各学年の内容の〔言語事項〕については、次のとおり取り扱うものとする。

(3) 漢字の指導については、第2の内容に定めるほか、次のとおり取り扱うこと。

ア 学年ごとに配当されている漢字は、児童の学習負担に配慮しつつ、必要に応じて、当該学年以前の学年又は当該学年以降の学年において指導することもできること。

イ 当該学年より後の学年に配当されている漢字及びそれ以外の漢字を必要に応じて提示する場合は、振り仮名を付けるなど、児童の学習負担が過重にならないよう配慮すること。

ウ 漢字の指導においては、学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準とすること。

問題点の第一は、指導する上での二項目の指示である。

上に引いた「学習指導要領」の イ 文字に関する事項 において、各学年に共通しているのは、第3学年及び第4学年の記述を用いれば、①「学年別漢字配当表の当該学年までに配当されている漢字を読むこと。」②「また、当該学年の前の学年までに配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、」③「当該学年に配当されている漢字を漸次書くようすること。」という三項目の指示である。

三項目の指示の内、①「学年別漢字配当表の当該学年までに配当されている漢字を読むこと。」という指示は別に問題がなく、素直にその指示に従うことができるであろう。

しかし、次の二項目②「また、当該学年の前の学年までに配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、」③「当該学年に配当されている漢字を漸次書くようすること。」という指示は、現実に児童を指導するという立場に立って捉え直してみると、大いに問題がある。①「学年別漢字配当表の当該学年までに配当されている漢字を読むこと。」という指示のようには、素直にその指示に従うことができない。

『小学校指導要領解説国語編』では、②「また、当該学年の前の学年までに配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、」の項目に関して、「第6学年を修了するまでに、学年別漢字配当表の第5学年までに配当されている825字を確実に書けるようにすること」と示してあり、③「当該学年に配当されている漢字を漸次書くようすること。」という項目については、「第1学年で『漸次書くようする』とは、漢字への興味や関心を高めていく過程で、書きたい、使ってみたいという意欲を養いながら、時間をかけて指導することである。」と示されている。

一見したところ、「学習指導要領」の指示にも『小学校指導要領解説国語編』の解説にも、論理的な矛盾は無く、何も問題が無いように見える。また、「当該学年の前の学年までに配当されている漢字を書き、」という指示や、「漢字への興味や関心を高めていく過程で、書きたい、使ってみたいという意欲を養いながら、時間をかけて指導することである。」という指示からは、漢字習得の不得手な児童に対する細やかな配慮すら感じられて、全く異論の挟みようがないようにすら受け取れる。

しかし、ひとたび現実に児童を指導するという立場に立って捉え直してみると、果してこの指示は、教育現場で指導に当る教員にとって、有効な指示であるといえるであろうか。また、この指示は、

「中学校学習指導要領」とも密接に連動しており、中学生の漢字指導が図り易いものとなっているであろうか。

先ず、この指示が教育現場で実際に児童の漢字の指導に当る教員にとって、有効な指示であるといえるのかどうか、検討してみよう。

今日までに私の管見の及んだ現場の教員の指導の報告書において、「学習指導要領」の指示のとおり、②「また、当該学年の前の学年までに配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、」と、③「当該学年に配当されている漢字を漸次書くようにすること。」とをうまく機能させた指導報告など、見たことがない。現実の教育の現場での指導の力点は、学年別配当漢字表の当該学年に配当されている漢字(以下配当漢字と略称する)を、如何に着実に習得させるかということにこそ置かれていて、指導の報告書ではその実が上がらないことへの焦躁感と苦悩とが吐露され、そうした状況を踏まえて試みた指導の工夫ばかりが綴られている。

また、副教材として用いられている市販の漢字ドリルなども、③「当該学年に配当されている漢字を漸次書くようにすること。」つまり、当該学年に配当されている漢字を如何に着実に習得させるかということを企図したものばかりであって、②「当該学年の前の学年までに配当されている漢字を書き、文や文章の中で使う」ことを意図して作られたものなどは、一冊も見当たらない。

このようなことは、報告書や副教材に見られるばかりではない。現に私の参観させてもらった授業においても、配当漢字が新たに出てくれれば、その段階で書けるようにするという指導のみが重点的に行われていた。確かにこれは「学習指導要領」の指示とは違うけれども、私はこれが当然で、現状に最も合った指導であると思う。

なぜならば、今日の教育現場で漢字を指導する過程に、「漢字への興味や関心を高めていく過程で、書きたい、使ってみたいという意欲を養いながら、時間をかけて指導する」時間的なゆとりなど、一体何処にあろうか。そのような時間的なゆとりなどありはしない。

なるほど、漢字の指導の基本として「漢字への興味や関心を高めていく過程で、書きたい、使ってみたいという意欲を養うことは、必須の要件である。しかし、「時間をかけて指導する」という指導時間のゆとりなど全くないのが教育現場の実情である。現場の教員は、配当漢字を習得させる指導時間すら充分にないからこそ日々苦悩しているのであって、「書きたい、使ってみたいという意欲を養うことができるほどの時間的ゆとりがあれば、何も指導に悩むことなどない。

漢字指導の時間がないことは、「学習指導要領」の国語の年間授業時数を見てみれば、すぐに知ることができる。改訂前は、第1学年は306時間、現在は34時間減で272時間。第2学年は315時間、35時間減で280時間。第3学年は280時間、45時間減で235時間。第4学年は280時間、45時間減で235時間。第5学年は210時間、30時間減で180時間。第6学年は210時間、35時間減で175時間である。

授業時数のこれほどの大幅な削減に対して、配当漢字は削減されたであろうか。第1学年80字、第2学年160字、第3学年200字、第4学年200字、第5学年185字、第6学年181字は、改訂前と全く変わっていない。

年間35時間の削減といえば、毎週1時間の削減ということである。この削減がどういう意味を持つのか、改訂に当たった「学習指導要領」の作成者は、顧慮しなかったのであろうか。最も多い200字の配当漢字が課せられている第3学年と第4学年においては、それに勝る45時間の削減を強いてさえいる。そのような無謀な削減をしておきながら、「時間をかけて指導する」ゆとりなど、何処を操作したら生まれてくるのであろうか。

このような犠牲を強いて捻り出した105時間の「総合学習」が、果して成果を上げているかどうかの検討は今は置くとしても、授業時数の削減に加えて、後に詳述するように書写の指導にも多くの時間を当てるよう指示したのである。それでもなお、漢字の習得に「時間をかけて指導する」時間的ゆとりが実態として教育の現場にはあると、「学習指導要領」の作成者は考えておられるのか。

最も極端な例を挙げていえば、第4学年の児童に「学習指導要領」が強いていることは、②「また、当該学年の前の学年までに配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、」③「当該学年に配当されている漢字を漸次書くようにすること。」つまり、第3学年までの440字の「漢字を書き、文や文章の中で使」い、更に200字の「当該学年に配当されている漢字を漸次書くようにする」ということなのである。このようなことを達成することが、第4学年の児童に可能であることであろうか。断るまでもなく、能力に恵まれた児童には、達成も可能であろう。しかし、「学習指導要領」が示すことは、全ての第4学年の児童にその達成が求められることであって、能力に恵まれた一部の児童を対象にしたものではない。「学習指導要領」たるものは、並みの能力の児童に達成不可能なことを、課すべきではない。

「学習指導要領」は、何故に児童の並みの能力や教育現場の実情を無視して、指導にそぐわない指示をするのであろうか。

第二の問題点は、第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い に示された「学年ごとに配当されている漢字は、児童の学習負担に配慮しつつ、必要に応じて、当該学年以前の学年又は当該学年以降の学年において指導することもできること。」という指示である。

これも一見するところ、「児童の学習負担に配慮」した、「必要に応じ」た心温まる指示のように見える。しかし、これも視点を変えて現実に児童を指導する立場から見てみると、[言語事項] イ 文字に関する事項 の指示を、曖昧にする以外のなにものでもない。

そもそもこの指示は、教師が漢字の習得を促すために日常ごく普通に行っている指導であって、いまさら事新しく指示するようなことではない。「学習指導要領」たるもののが指示すべきものは、指導の根幹の要領であって、教師が日常ごく普通に行っている指導の技術などではない。

「学習指導要領」は、一方で前述したような過酷な要求をするかと思えば、一方ではここに見るような無くもがなの指示をする。本意はどこにあるのであろうか。

第三の問題点は、「学習指導要領」のこの指示が、密接に「中学校学習指導要領」の漢字指導と連動しているのかという点である。

ここで、「中学校学習指導要領」の漢字指導に関する記述を見てみよう。

第2 各学年の目標及び内容

[第1学年]

2 内容

[言語事項]

(2) 漢字に関する次の事項について指導する。

ア 小学校学習指導要領第2章第1節国語の学年別漢字配当表（以下「学年別漢字配当表」という。）に示されている漢字に加え、他の常用漢字のうち250字程度から300字程度までの漢字を読むこと。

イ 学年別漢字配当表の漢字のうち900字程度の漢字を書き、文や文章の中で使うこと。

[第2学年及び第3学年]

2 内容

[言語事項]

(2) 漢字に関する次の事項について指導する。

ア (第2学年) 第1学年までに学習した常用漢字に加え、他の常用漢字のうち300字程度から350字程度までの漢字を読むこと。

(第3学年) 第2学年までに学習した常用漢字に加え、他の常用漢字の大体をよむこと。

イ (第2学年) 学年別漢字配当表の漢字のうち950字程度の漢字を書き、文や文章の中で使うこと。

(第3学年) 学年別漢字配当表にしめされている漢字を書き、文や文章の中で使うこと。

一見して明らかなとおり、連動してはいない。「学習指導要領」は、②「また、当該学年の前の学年までに配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、」③「当該学年に配当されている漢字を漸次書くようにすること。」という指示であるのに対して、「中学校学習指導要領」の第1学年では、唐突に「学年別漢字配当表の漢字のうち900字程度の漢字を書き、文や文章の中で使うこと。」という指示に変わっていて、小学校第6学年の配当漢字181字の指導が宙に浮いてしまっている。

「学年別漢字配当表の漢字のうち900字程度の漢字」という「900字程度」の内訳は、第5学年までの配当漢字825字は、第6学年で既に「書き、文や文章の中で使う」という指示がなされているので、当然この中に含まれていなければならない。されば、「900字程度の漢字」から825字を引いた75字「程度の漢字」は、紛れもなく第6学年の配当漢字を指していることになる。しかし、周知の通り第6学年の配当漢字は181字であって、字数の上で106字「程度」少ないことになっている。ではいったいその106字「程度」少ない第6学年の配当漢字は、どこで指導すればよいというのであろうか。

上に引用した「中学校学習指導要領」の指示に依れば、イの(第2学年)「学年別漢字配当表の漢字のうち950字程度の漢字を書き、文や文章の中で使うこと」でも、まだ56字「程度の漢字」が足りない。したがって、第3学年の「学年別漢字配当表にしめされている漢字を書き、文や文章の中で使うこと」という指示に至って、はじめて第6学年の181字の指導が終わることになるのであろう。

しかし、先に指摘したとおり、第4学年では、第3学年までの配当漢字440字を「書き、文や文章の中で使」い、第4学年の配当漢字200字を「漸次書くように」指導しなければならないことになっているのである。「学習指導要領」ではそれほどまでに児童に過酷な習得を課しておきながら、「中学校学習指導要領」では、一転して、第6学年の配当漢字181字は、第5学年までの825字と共に3年間に渡って指導すればよいという緩慢な指示になっている。もはや連動しているかいないかなどといった次元の問題ではない。

三 「小学校学習指導要領」にみられる漢字指導に関する問題点（2）

「学習指導要領」では、書写の指導について、次のように指示されている。

第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い

2 第2の各学年の内容の〔言語事項〕については、次のとおり取り扱うものとする。

(2) 毛筆を使用する書写の指導は、第3学年以上の各学年で行い、硬筆による書写の能力の基礎を養うよう指導し、文字を正しく整えて書くことができるようすること。また、毛筆を使用する書写の指導に配当する授業時数は、各学年年間30単位時間程度とすること。なお、硬筆についても、毛筆との関連を図りながら、特に取り上げて指導するよう配慮すること。

「毛筆を使用する書写の指導は、…中略…、硬筆による書写の能力の基礎を養うよう指導し」という記述において、「毛筆を使用する書写」が「硬筆による書写」の「基礎」であるとする認識が誤りであること^(注2)、また、今日の書写の指導の仕方に大きな問題のあること^(注3)は、既に指摘したとおりである。ここでは更にそれらに加えて、「各学年年間30単位時間程度」という授業時数の指示についても、漢字指導との関わりから問題にしてみたいと思う。

「各学年年間30単位時間程度」という授業時数を、第4学年を例にとって考えてみると、国語の年

間授業時数235時間の約13%に当たり、ほぼ毎週1時間弱が「毛筆を使用する書写の指導」に当たられるということである。

この他に「学習指導要領」が第4学年で指導の時間を指示しているものは、「A話すこと・聞くこと」に関する指導に配当される「30単位時間程度」と、「B書くこと」に関する指導に配当される「85単位時間程度」とである。この両者で年間授業時数の49%を占めている。

②「当該学年の前の学年までに配当されている漢字を書き、文や文章の中で使う」ことは、「B書くこと」に関する指導に配当される「85単位時間程度」の中に含まれるのであろうが、③「当該学年に配当されている漢字を漸次書くようにすること」という新出漢字の指導は、勿論この中には含まれない。したがって、③「当該学年に配当されている漢字を漸次書くようにすること」の指導は、年間授業時数235時間から、「A話すこと・聞くこと」に関する指導に配当される「30単位時間程度」と、「B書くこと」に関する指導に配当される「85単位時間程度」、更に「毛筆を使用する書写の指導」に当たられる「30単位時間程度」を差し引いた単位時間、つまり90単位時間程度の中で行えであろう。しかし、この90単位時間程度は、新出漢字を漸次書く指導にばかり當てられるわけではなく、指導時間を指示されていない「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」の他の全ての項目の指導に當てなければならないのである。そもそも私には、この90単位時間程度で、指導時間を指示されていない「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」の他の全ての項目の指導が行えるとは到底思えないが、指示はそうなっている。

ところで、「学習指導要領」が、「A話すこと・聞くこと」に関する指導に「30単位時間程度」、「B書くこと」に関する指導に「85単位時間程度」、更に「毛筆を使用する書写の指導」に「30単位時間程度」を配当し、残りの90単位時間程度で、指導単位時間を指示されていない「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」の他の全ての項目の指導を行うと国語教育の効果が上がるという根拠は、如何なる指導実績の積み重ねと如何なる緻密な検証に基づいたものなのであろうか。

紙幅の都合もあって、指導の配当時間の一つ一つを詳細に吟味しているゆとりがここでは無いが、90単位時間程度で、指導単位時間を指示されていない「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」の他の全ての項目の指導を行うことの困難なことと、ここで問題とする当該学年の漢字指導が、その中で行われなければならないということの難しさは、詳密な論証を俟つまでも無く明らかであろう。

ここで、30単位時間が指示されている書写について考えてみよう。書写に配当される1単位時間の中味を見てみると、第4学年では、固形の墨を磨らずに墨汁を使い動作を機敏に行ったとしても準備に10分間を要し、およそ35名の児童が片付け終わるには15分間を要する。さすれば実質的に書写の指導に當てられる時間は20分間ということになり、指導や注意を促す時間を除けば、児童が筆を執って文字を書く時間は、多くて15分間、少なければ10分間である。

それに加えて、何故か書写の指導には大筆を用いる。小筆は提出用の作品に氏名を書く場合に限られている。しかし、今日の日常生活において、一般の人が大筆を執って文字を書く機会などどれほどあろうか。大半の人が、小中学校での書写の学習の後に大筆を執る機会などは皆無に近い。しかるに書写の指導は何故に大筆に固執するのであろうか。今日の日常生活において、小筆によって記帳をする機会はまだある。したがって毛筆による指導の必要があるとすれば、小筆の指導であろう。しかしそれも、最近では筆ペンが用意されていることが多く、毛筆は用意されてない場合さえある。かかる状況を踏まえれば、準備と片付けに多くの時間を要する墨汁と毛筆による指導は、あまりに社会の実情を無視した実用性に乏しいものではなかろうか。実効性を重んじるならば、小筆それも筆ペンによる指導がよいのではなかろうか。

私がかく言えば、「学習指導要領」の作成者は、「毛筆を使用する書写」は「硬筆による書写」の「基礎」だから指導すべきなのだと反論されるであろう。しかし、「毛筆を使用する書写」が「硬筆に

よる書写」の「基礎」であるという認識そのものが誤っているのである。それは反論の論拠とはならない。毛筆による指導に固執する必然性など何処にも無いといってよい。

しかしここで断っておくが、私は何も毛筆の使用や書道そのものを否定しているのではない。毛筆による伝統的な書の美は、漢字文化圏の誇るべき文化であり芸術であって、それを否定するつもりは毛頭ない。ただ、授業時数が大幅に削減されて、国語の教科内容が充分に指導できないほどの状況になっているにもかかわらず、書写の指導のみが準備と片付けに半分弱の時間を費やす毛筆の指導に固執したり、凡そ今日では実用向きでない大筆の指導をしたりして、それのために第4学年の国語の授業時数の13%の授業時間を割くことには、意義が認められないといっているだけである。

毛筆による書写の指導時間は削減して、ここで問題とする漢字の指導などに配当し直すべきではなかろうか。

国語教育が重要であることは論を俟たないであろう。しかし、重要であると考えるならば、尚更効果の上がる指導時間の配当をすべきであり、実社会の実態と乖離した指導などは止め、実効性のある指導に力点を置くべきであろう。

四 第4学年までの漢字指導の重要性

平成19年度の学力調査の小学校第6学年「国語」A・Bと「算数」A・B（表紙を含める）に使われている漢字は、既に一覧表にして示したが^(注4)、誤りを正し、採る基準を後に示す20年度と同じにしてその数を示し直せば、次のとおりである。

国語A Bでは、第1学年=音：39字・43音（子=2音・人=2音・大=2音・文=2音）、訓：36字・41訓（日=3訓・出=2訓・一=2訓・人=2訓）。第2学年=音：62字・63音（図=2音）、訓：55字・61訓（合=2訓、言=2訓、行=2訓、今=2訓、通=2訓、分=2訓）。第3学年=音：63字・63音、訓：38字・38訓。第4学年=音：49字・49音、訓：19字・19訓。第5学年=音：37字・37音、訓：9字・9訓。第6学年=音：13字・13音、訓：5字・5訓。常用・表外及び振り仮名を振った漢字=音：常用漢字=10字、表外漢字=1字、訓：常用漢字=3字である。

算数A Bでは、第1学年=音：7字・7音、訓：4字・4訓。第2学年=音：8字・8音、訓：10字・10訓。第3学年=音：16字・16音、訓：3字・3訓。第4学年=音：5字・5音、訓：4字・4訓。第5学年=音：4字・4音、訓：1字・1訓。第6学年=音：3字・3音、訓：1字・1訓。常用・表外及び振り仮名を振った漢字=音：常用漢字=2字、訓：0字0訓である。

ところで、本年も年度初めに、平成20年度全国学力・学習状況調査が実施された。その小学校第6学年「国語」A・Bと「算数」A・B（表紙を含める）に使われている漢字の数を、学年別に音・訓に分けて示せば、次のとおりである。

国語A B

第1学年	音	42字47音（月=2音・人=2音・大=2音・日=2音・文=2音）
	訓	49字60訓（生=3訓・入=2訓・小=2訓・日=2訓・出=2訓・早=2訓・一=2訓・人=2訓・二=2訓・四=2訓）
第2学年	音	59字63音（行=2音・自=2音・図=2音・分=2音）
	訓	65字72訓（合=2訓・行=3訓・組=2訓・通=2訓・話=2訓・分=2訓）
第3学年	音	67字68音（登=2音）訓43字45訓（表=2訓・進=2訓）
第4学年	音	48字48音
	訓	14字14訓
第5学年	音	37字37音
	訓	11字11訓
第6学年	音	12字12音

訓 7字 7訓

常用・表外
及び振り仮
名を振った
漢字

音 第1学年=4字, 第2学年=9字, 第3学年=3字, 第4学年=2字, 第5学年=2字, 常用漢字=13字

訓 第1学年=6字・9訓(下=2訓・手=3訓), 第2学年=7字, 第3学年=9字, 第4学年=3字, 第5学年=3字, 常用漢字=8字・9訓(狩=2訓), 表外漢字=2字

注1: 第1学年・音・「木」は、「5月29日(木)」の「木」。

注2: 「上がる」「上げ」のように活用形の違うものは別に採ったが、訓は1訓とする。

注3: 「一人」「二人」は、2字で1訓とし、「人」の訓としては2訓として採った。したがって、「一つ」「二つ」も、別の訓として採った。

注4: 「組」「組もう」のように品詞によって送り仮名を送ったり送らなかったりする違いのあるものは、2訓として採った。

注5: 第3学年・音・「他(の)」は、音読したものとして採った。

注6: 平成20年5月9日(B-15)は、「9日」の誤りであろうが、「日」と振り仮名を振ってあるので除いた。

注7: 人名の「手塚治虫」・「椋鳩十」は振り仮名が振ってあるので除いた。

注8: 「六割」(国A-7)の「割」には振り仮名が必要。「割合」(国A-8)の振り仮名は不要。

注9: 「餌」は常用漢字外(表外)の漢字なので、旧字でなければならない。

算数 A B

第1学年	音 6字6音 訓 2字2訓	第4学年	音 10字10音 訓 6字6訓
第2学年	音 13字13音 訓 14字16訓	第5学年	音 3字3音 訓 1字1訓
第3学年	音 15字15音		
第6学年	音 3字3音 訓 8字8音	常用・表外及び振り仮 名を振った漢字	音 訓 第1学年=1字

注1: 第1学年・音・「A町」は、音読するものとして採った。国語の第1学年・訓に、「町(田)」がある。

注2: 第2学年・音・「(四辺)形」は、国語に「(人)形」がある。

注3: 第2学年・音・「今(度)」は、国語に「今(年)」がある。

注4: 第2学年・訓・「黒く」は、国語に名詞形「黒」がある。

注5: 第3学年・訓・「他の」は、訓読したものとして採った。

注6: A-9の「表した」は、国語・第3学年・訓では「表わした」と表記されている。ここに指摘して置く。

上に見るとおり、20年度の学力調査に使用された漢字も、19年度と全く同様に第1学年から第4学年までの配当漢字が、このように多く使用されている。また中学校第3学年の学力調査においても、両年度の結果だけからではあるが、第6学年の場合と全く同様に、小学校第4学年までの配当漢字が圧倒的に多く使用されている。

この事実から見ても、第4学年までの配当漢字の習得が如何に重要であるかということが、明らかであろう。前節までに第4学年の児童の漢字習得の負担が過重であることを繰り返し強調したのは、言うまでもなくこのことを踏まえた上でのことである。

児童が第4学年までの配当漢字640字を習得することは、第5学年と第6学年の配当漢字366字を習得すること以上に大事なことであるということを、この事実は物語っているといっても過言ではある

まい。

つまり、第4学年までの配当漢字を児童が習得することは、それ以降の学年の学習を容易にするのみならず、延いては成長し社会に出て生活する上においても、重要なことであるといえるのである。

したがって、第4学年までの配当漢字の習得の実を挙げるためには、むしろ毛筆の大筆による書写の時間を削ってでも指導時間のゆとりを作り、「漸次書くように」指導しなければならないのであり、「文や文章の中で使う」指導を徹底しなければならないのである。

更には中学校においても、第6学年の配当漢字を3年間に分けて習得を促すなどという実効性のない指導をするのではなく、第4学年までの使用頻度の高い配当漢字を、「文や文章の中で使う」指導を徹底して指導すべきである。

注1 『岐阜大学国語国文』第34号、2008年1月、所収。

注2 「小・中学校における漢字指導試論」、『岐阜大学国語国文』第31号、2004年12月、所収。

注3 注2と同じ。

注4 「小・中学校における漢字指導試論（三編）」、『岐阜大学国語国文』第34号、2008年1月、所収。